

計 画 書

大阪都市計画特別用途地区の変更（市決定）

都市計画特別用途地区である中高層階住居専用地区（第1種）を次のように変更する。

| 種 類 | 面 積 | 備 考 |
|---------------------------------|----------|---------------------------------------|
| 特別用途地区 (中高層階住居専用 地区（第1種）) | 約 195 ha | 地上4階以上の建物を建築する場合には、原則としてその部分を住宅とするもの。 |

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

人口減少・高齢社会の到来といった社会・経済状況の変化を踏まえた都市計画道路の変更に合わせて、区域区分のための土地の境界について整合を図るため、本案のとおり特別用途地区を変更しようとするものである。

(参 考)

1. 変更内容

「中高層階住居専用地区（第1種）」の区域境界線の種類を変更する。

2. 変更に係る土地の区域

大阪市 大正区 三軒家西一丁目、三軒家西二丁目 地内

(5頁～8頁図面参照)